

議案第 3 5 号

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「1 0 0 分の 1 5」を「1 0 0 分の 1 0」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第35号 参考資料

山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 1～4 (略) (非常勤職員の報酬の特例) 5 第2条第1項第2号、第4号から第6号まで、第9号(審査判定業務以外の業務に従事した場合を除く。)及び第10号(審査判定業務以外の業務に従事した場合を除く。)に掲げる委員の報酬の額については、当分の間、第3条の規定にかかわらず、同条に定める報酬の額から当該報酬の額に<u>100分の10</u>を乗じて得た額を減じた額とし、第9号及び第10号に掲げる委員が審査判定業務以外の業務に従事した場合の報酬の額については、当分の間、別表第1中「5,300円」とあるのは「2,000円」とする。 6 (略)</p>	<p>附 則 1～4 (略) (非常勤職員の報酬の特例) 5 第2条第1項第2号、第4号から第6号まで、第9号(審査判定業務以外の業務に従事した場合を除く。)及び第10号(審査判定業務以外の業務に従事した場合を除く。)に掲げる委員の報酬の額については、当分の間、第3条の規定にかかわらず、同条に定める報酬の額から当該報酬の額に<u>100分の15</u>を乗じて得た額を減じた額とし、第9号及び第10号に掲げる委員が審査判定業務以外の業務に従事した場合の報酬の額については、当分の間、別表第1中「5,300円」とあるのは「2,000円」とする。 6 (略)</p>